

令和6年度 宮崎県介護福祉士実務者研修受講資金貸付募集要項

宮崎県社会福祉協議会

1 貸付の目的

介護福祉士の資格を取得し、将来宮崎県内において介護業務に従事しようとする方々に実務者研修受講資金を貸付けし、宮崎県の介護福祉士の養成確保に資する。

2 実施主体

宮崎県社会福祉協議会

3 概要

項 目	概 要
貸付対象者	<p>実務者研修を受講中の方で、実務者研修を修了後、最初に受験申込みが可能となる年度に行われる介護福祉士国家試験を受験できる方であり、宮崎県内の返還免除対象業務に従事しようとする方。</p> <p>※ 実務者研修を受講するために他の国庫補助事業等から同様の貸付や給付を受けている場合、併用はできません（ハローワークの「教育訓練給付制度」は併用可能）。</p>
貸付額	<p>200,000円以内</p> <p>※受講費についてハローワークの「教育訓練給付制度」を併用する場合、<u>受講費から今後給付申請する金額を差し引いた自己負担額のみ貸し付けます。</u></p>
利 子	無利子（ただし、返還遅延の場合は延滞利子が加算されます。）
貸付期間	実務者研修を受講している期間とします。
貸付金の交付	貸付決定後、必要書類の提出があり次第速やかに交付します。
返 還 免 除	<p>実務者研修を修了した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、宮崎県内において返還免除対象業務に2年間従事したとき</p>
返 還	<p>以下の場合、受講資金の返還が発生します。</p> <p>① 貸付契約が解除されたとき</p> <p>② 実務者研修修了後、1年以内に介護福祉士として登録せず、又は宮崎県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき</p> <p>③ 宮崎県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき</p> <p>④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき</p> <p>⑤ 実務者研修を修了した日から1年以内に返還の債務の履行猶予がなされなかったとき</p>
申 請 書 類	<p>以下の書類の提出が必要です。</p> <p>① 貸付申請書</p> <p>② 誓約書</p> <p>③ 世帯全員の所得証明書（学生、生徒及び未就学児を除く）</p> <p>④ 連帯保証人予定者の所得証明書（連帯保証人は、原則として65歳未満で保証能力がある方とします）</p> <p>⑤ 従事している介護施設や事業所等の長の推薦状（但し、介護施設等の長からの推薦が取れない場合には、実務者研修施設の長の推薦も可とする。）</p> <p>⑥ 個人情報取扱同意書</p> <p>⑦ 実務経験（見込）証明書</p>

	⑧ 受講証明書 ⑨ その他会長が必要と認める書類
申請の流れ	貸付申請者（提出書類①～⑧を揃えて）→宮崎県社会福祉協議会 ※ 提出書類⑨は会長が必要と認める場合
申請期間	令和6年4月1日（月）～令和7年2月14日（金）必着 ※ 申請書類は、実務者研修受講期間中に御提出ください。入学前や修了後の提出は不可とします。 （各年度の貸付枠に達した場合は申請期間中であっても募集を締切ります。申請される前には必ず福祉人材貸付相談室へ御連絡ください。）
問合せ先	〒880-8515 宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター内人材研修館内 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 福祉人材センター 福祉人材貸付相談室 電話 0985-61-2424 FAX 0985-26-2828